

## 「土木工事品質確認技術者制度」

### 1. 概要

- 従来の品質証明制度を発展させ、「土木工事品質確認技術者」制度を平成15年度に創設した。
- 土木工事品質確認技術者の資格は、受注者側の技術を対象に、工事の品質管理に関する豊富な経験と技術力を有する者として中部地方整備局長が認定した者に与える。
- 土木工事品質確認技術者は、工事に直接従事しない者とする。  
工事に土木工事品質確認技術者をおく場合には、土木工事品質確認技術者の氏名を発注者に通知（登録）し、当該工事の品質確認を行わせる。
- 土木工事品質確認技術者をおく工事については、受注者側の土木工事品質確認技術者が段階確認等の大半を受注者の責任において行い、発注者が土木工事監督技術基準等に基づき通常行っている段階確認等を大幅に削減する。
- 「土木工事品質確認技術者」制度の対象は品質証明制度と同様に6000万円以上の土木請負工事（維持工事を除く。当面は、工種を限定。）とするが、低入札価格調査対象工事については除外する。

### 2. 資格の認定

- 土木工事品質確認技術者は、一定の資格要件を満たす者が、中部地方整備局が行う講習会と面接を受け、その後、中部地方整備局長が認定する。
- 資格要件は次のとおりとする。
  - ①実務経験20年以上で、国土交通省発注工事の監理（主任）技術者の経験を有し、一級土木施工管理技術士または技術士の資格を有するもの。
  - ②国土交通省における行政経験20年以上で、総括監督員、主任監督員または技術検査官の経験を有し、一級土木施工管理技術士または技術士の資格を有するもの。
- 土木工事品質確認技術者には、以下の責務を課し、認定証にも付記して徹底させる。
  - ①品質確認にあたっては、公正、中立に努めるとともに、常に品質確認に関する知識及び技術力の向上に努めること。
  - ②虚偽の確認等を行った場合は、契約書（工事関係者に関する措置請求）を準用し、受注者に必要な措置を請求するとともに、土木工事品質確認技術者の資格を取り消す（再認定は認めない）

### 3. 対象工事

中部地方整備局一般競争参加資格の下記に認定を受けた業者に発注する6、000万円以上の工事を対象。

- ①一般土木工事A・B・C等級
- ②アスファルト舗装工事A・B等級
- ③セメント・コンクリート舗装工事
- ④プレストレスト・コンクリート工事

### 4. ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの適用を申請し承認を得た場合は「土木工事品質確認技術者」制度は選択できない。